

宮城県角田市（国内 69 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 5 年 1 月 28 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境・農場概況

- ① 発生農場は平野部に位置し、周囲は水田、雑木林や雑草地に囲まれていた。農場周辺には複数のため池が存在していたが、調査時、一部のため池は凍結していた。
- ② 当該農場から 240m に位置する川では、カルガモを 8 羽確認、約 2.6km 地点に位置するため池では、オオハクチョウ 7 羽のほか、マガモ 76 羽、ホシハジロ 10 羽等の合計 93 羽のカモ類を確認した。
- ③ 当該農場は平飼いの開放家きん舎 12 棟からなり、発生時は 10 棟で肉用あひるの肥育、2 棟で育雛を行っていた。衛生管理区域内には食鳥処理場が併設されていた。
- ④ 発生舎は育雛舎で、通報時肉用あひるが 2 ロット（8 日齢及び 22 日齢）飼養されていた。

2 通報までの経緯

- ① 農場主によると、通常の農場全体での死亡羽数は 1 日当たり 1～2 羽のところ、1 月 26 日に 10 羽程度、27 日朝に発生舎において、8 日齢の雛で 100 羽程度、22 日齢の雛で 14 羽の死亡を確認したことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ② 調査時には、既に発生舎及び約半数の肥育舎の殺処分が終了していたが、もう 1 棟の育雛舎と残りのほぼ全ての肥育舎で死亡個体や神経症状を呈する個体を多数認めたとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、従業員 14 名が勤務しており、うち 6 名が給餌、敷料交換等の家きん舎内での作業を担当しており、従業員ごとの担当作業や担当家きん舎は決まっていないとのこと。正規職員 2 名を含む 3 名は、家きん舎及び食鳥処理に出入りするが、同じ日に両方に出入りすることはないとのこと。他の従業員 8 名は食鳥処理場での作業を担当し、家きん舎に入ることはないとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 当該農場の衛生管理区域周囲及び入口にフェンス等の囲障、立入禁止看板の設置はなかった。
- ② 農場主によると、農場入口に消毒設備は設置されておらず、衛生管理区域に出入りする際の車両消毒を実施していなかったとのこと。また、外部の者が入場する際の入退場・消毒の記録は行っていないとのこと。
- ③ 衛生管理区域に入る際は、農場主は区域隣接の自宅で、従業員は区域入口の従業員更衣室で農場内用の作業着及び長靴を着用していたが、手洗い・手指消毒は実施していなかったとのこと。外来者の衣服・長靴の交換、手洗い・手指消毒は自主的な実施に任せており、農場からの指示は行っていないとのこと。
- ④ 家きん舎に立ち入る際は、長靴の履き替えは徹底しておらず、長靴消毒・手指消毒も実施していないとのこと。
- ⑤ 給餌や敷料の搬出入用にそれぞれ 1 台ずつ重機を用いており、これらの重機が家きん舎に出入りする際の洗浄や消毒、運転者の長靴交換・靴底消毒は行っていないとのこと。
- ⑥ 家きん舎周囲に消石灰を散布しているが、毎日ではなく、雨天後や薄くなったと判断した際に散布しているとのこと。
- ⑦ 初生雛は孵卵場 2 か所から 1 週間に 1 回程度導入しており、輸送は孵卵場により、輸送業者が家きん舎内に輸送箱を搬入、又は空港に空輸され農場の車で受け取りに行くとのこと。家きん舎に立ち入る輸送業者の長靴交換は把握していないとのこ

- と。直近の導入は非発生育雛舎に1月26日。発生舎の導入は1月6日及び20日。
- ⑧ 初生雛は育雛舎に導入し、成長段階ごとに家きん舎内の区画を移動するとのこと。育雛舎では複数ロットが飼養されているため、空舎にはならない。35日齢程度で肥育舎に移動し、70日齢程度から出荷を開始するとのこと。肥育舎では同一ロットの約900羽を飼養しており、およそ1週間かけて全羽の食鳥処理を行うとのこと。
  - ⑨ 育雛舎については、舎内移動及び肥育舎移動で空になった区画は、清掃・消石灰の散布を実施後、再導入し、特に空舎期間は設けていないとのこと。肥育舎については、空舎後に清掃・水洗・消石灰散布を行い、1～2週間の空舎期間を設けているとのこと。
  - ⑩ 肥育したあひるは全て敷地内の食鳥処理場で処理し、部分肉として真空パックに包装した後、同日中に出荷又は冷凍保管しているとのこと。直近の出荷は1月25日。
  - ⑪ 当該農場では、雛用の配合飼料のほか、肥育用に大豆かす、食品残さ（パン工場のパンくず）等を自家配合飼料として利用している。配合飼料が入った飼料タンク上部には蓋が設置されていた。一方、自家配合飼料及びその原料は飼料庫に袋又はバラ積みで保管され、入口や開口部は防鳥ネット等で十分に覆われておらず破れや隙間が散見された。育雛舎又は肥育舎への飼料の搬入はホイルローダーで行っているとのこと。
  - ⑫ 飼養あひるへの給与水として、水道水と年1回検査済みの井戸水を混合して使用しているとのこと。
  - ⑬ 全ての家きん舎の給水場の水は常に流れており、舎内の水槽からあふれた水は、側面基礎部の穴から舎外に流出していた。舎外には排水路等はなく、排水は家きん舎間を流れた後、農場外の用水路に流出するとのこと。
  - ⑭ 日常的なあひるの健康観察は行っているが、死亡羽数は記録していないとのこと。
  - ⑮ 飼養管理時に回収した死亡あひるは、処理施設の残さとともに死鳥保管庫で冷蔵保管し、業者が回収するとのこと。直近の回収は1月26日。
  - ⑯ 育雛舎で敷料として使用するおがくず（約21日齢まで）は、輸送トラックから育雛舎内の空きスペースに運び入れ、山状に積んで保管していた。育雛舎（約21日齢以降）及び肥育舎で敷料として使用するもみ殻は、発生舎横にシートをかけて野積みしており、雨に濡れた場合は、屋根付きの敷料庫で乾燥させるとのこと。おがくずもまれに敷料庫に置くことがあったとのこと。敷料庫の入口や開口部には、防鳥ネット等は設置されていなかった。発生舎で使用していたおがくずは昨年10月～11月頃に、もみ殻は昨年（時期不明）に舎内に搬入したものとのこと。
  - ⑰ 肥育舎内の敷料は重機で週に1回程度交換しており、除去した敷料は堆肥場に野積みしているとのこと。育雛舎内の敷料は一旦舎内に堆積した後、同じ堆肥場に運んでおり、発生ロットの入雛後の搬出はなかったとのこと。堆肥場に、屋根やネット等は設置されていなかった。

## 5 野鳥・野生動物対策

- ① 発生舎を含む家きん舎の側面の壁には、内側に金網（マス目は4.5cm×3cm）又は防鳥ネット（マス目は1.5cm×1.5cm）、外側にビニールシートが設置されていたが、金網とビニールシートに多数の破損や隙間を認めた。また、家きん舎の壁面や基礎部にも、破損や隙間を複数認めた。給水場そばの側面基礎部の排水穴にネット等はなかった。
- ② 農場主によると、家きん舎内ではまれにネズミ、スズメを見かけるとのこと。ネズミ対策として罠を仕掛けているとのこと。調査時には、家きん舎内でネズミの糞を確認した。
- ③ 農場敷地内でイノシシやタヌキを見かけることがあるとのこと。調査時には、農場において、カラス、スズメ、セキレイを確認した。また、発生舎の裏手にハシブトガラスの死亡個体を確認した。

（以上）